

株 主 各 位

東京都千代田区内神田 2 丁目 8 番 4 号
(本社事務所 埼玉県川口市領家4丁目6番42号)

川口化学工業株式会社

代表取締役社長 山 田 吉 隆

第114回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第114回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否のご表示をいただき、平成28年 2 月 24 日(水曜日) 午後 5 時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成28年 2 月 25 日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都港区赤坂 7 丁目 5 番56号 ドイツ文化会館 1 階
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第114期(自平成26年12月 1 日至平成27年11月30日)事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第114期(自平成26年12月 1 日至平成27年11月30日)計算書類報告の件(報告内容については、同封の「第114期報告書」に記載のとおりであります。)

決 議 事 項

- 第 1 号議案 定款一部変更の件
- 第 2 号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。) 5 名選任の件
- 第 3 号議案 監査等委員である取締役 3 名選任の件
- 第 4 号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬額決定の件
- 第 5 号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第 6 号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第 7 号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以上

◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎招集ご通知添付書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.kawachem.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

第114期 事業報告

(自平成26年12月 1 日 至平成27年11月30日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期における当社グループを取り巻く事業環境は、海外では米国の景気回復が継続し、アジア経済において持ち直しの傾向がみられ今後も安定的な成長が期待されています。しかし、中国、韓国、東南アジア各国においても景気が減速する動きとなっていることから、景気の下振れ懸念もあり、先行きについては不透明な状況が継続しています。

日本国内においても景気は緩やかな回復基調が継続していますが、当社の関係する自動車関連業界では、国内自動車生産台数が前年を下回る状況が継続しました。また主力販売先のゴム関連市場では、国内タイヤ生産およびゴム工業用品の月別生産量が引き続き低調で推移しました。

このような状況のもと、当社グループは新規顧客の開拓を行い、中国、東南アジアを中心とする海外販売の積極展開を実施するとともに、新規受託製品の製造販売にも注力し受注を伸ばしました。また、コストダウンを図るため原材料の供給元の探索や内外の需要の変化に柔軟に対応した生産を実施し、在庫管理を徹底するなど生産の合理化を行いました。

この結果、当連結会計年度の売上高は65億95百万円（前期比2.0%減）、営業利益は1百万円（前期比97.2%減）、経常利益は3百万円（前期比94.3%減）となりました。また、繰延税金資産の取崩しにより当期純損失は41百万円（前期は36百万円の利益）となりました。

(2) 部門別の状況

ゴム薬品

ゴム薬品の分野は、国内につきましては、タイヤ・合成ゴム用薬品と一部の特殊ゴム薬品の売上を伸ばしました。しかし、国内自動車生産台数は前年割れの状態が昨年来継続しており、工業用ゴム製品向けについては、国内の新ゴム消費量が低調で推移したことから弱含みで推移し、全体では前期比で売上が減少しました。

輸出につきましては、為替が引き続き円安で推移したことから、中国をはじめとする東南アジア市場での販売活動に注力しました。その結果、海外品との競合により販売減となった品目がありましたが、主力商品を中心にこの地域の受注が拡大したことから、輸出全体では売上を伸ばしました。

この結果、この部門合計の売上高は39億94百万円（前期比4.6%減）となりました。

樹脂薬品

樹脂薬品の分野は、主要需要先の国内外のアクリル酸・アクリル酸エステルの需要は全体では緩やかに拡大しました。主要品目において販売増となった品目もありましたが、顧客の生産減や生産品目減少や輸入品との競合による販売減の影響により、国内の売上は減少しました。

輸出につきましては、既存の顧客への販売を維持拡大するとともに、海外におけるアクリル酸等の生産体制の増強にあわせ販売活動を強化し、積極的に新規顧客の開拓を行いました。しかし、中国をはじめとする顧客の稼働率が低調で推移するとともに、他国企業との競合が一層激化したことにより一部品目において前期比で売上が減少したため、全体では売上が減少しました。

この結果、この部門合計の売上高は8億31百万円（前期比8.5%減）となりました。

中間体

界面活性剤中間体は、顧客の製品生産が低調で推移したことから前期比で売上が減少しました。染料料中間体は、関連製品の販売減少の影響により受注数量が減少したことから、前期比で売上が減少しました。農薬中間体は受注減少の品目もありましたが、主要品目の顧客の需要増により、全体として売上を伸ばしました。医薬中間体機能性化学品は品目により増減がありましたが、全体では前期比で売上が減少しました。

この結果、この部門合計の売上高は7億円（前期比2.1%減）となりました。

その他

環境用薬剤は、今年に入り顧客需要が減少したため、売上が減少しました。潤滑油向けは、輸入品との競合や顧客の稼働状況により売上が減少した品目がありましたが、全体では前年並みとなりました。新規用途向けは、品目により売上に増減がありましたが、新規受注の獲得に注力しその売上が伸びたことから、全体では売上が増加しました。

この結果、この部門合計の売上高は10億69百万円（前期比16.7%増）となりました。

部門別売上高

(単位：百万円)

期 別 部 門 別	当 期		前 期	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
ゴ ム 薬 品	3,994	60.6%	4,187	62.3%
樹 脂 薬 品	831	12.6	908	13.5
中 間 体	700	10.6	715	10.6
そ の 他	1,069	16.2	916	13.6
合 計	6,595	100.0	6,728	100.0

(3) 設備投資等の状況

当期中の設備投資の総額は2億円であります。

(4) 資金調達の状況

設備投資資金は、自己資金でまかないました。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当はありません。

(6) 事業の譲受けの状況

該当はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当はありません。

(9) 対処すべき課題

激しく変化する経済環境にあつて、当社が厳しい競争を勝ち抜き、持続的に高い成長を実現するために、当社のありたい姿を視野に株主・取引先・従業員と共栄する企業というビジョンのもと、第115期を初年度とする新経営3ケ年計画を策定しました。この新経営3ケ年計画により安定した収益体質と強固な財務基盤を持つ企業を目指します。

具体的には、既存事業の拡販・ものづくりの継続した改革や受託合成の推進、結合剤、安定剤等を中心とした自社製品の開発推進、東南アジアへの販売拡大、コア人材の育成に注力してまいります。

一方、企業としての責任を果たすために、内部統制システムの拡充、コンプライアンスの順守およびリスク管理の強化などに継続的に取り組んでまいりますとともに、品質・環境マネジメントシステムをベースに、品質・環境に配慮した企業活動を推進してまいります。

今後とも株主の皆様の一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(10) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

項 目 \ 年度(期)	第 111 期 (23・12～24・11)	第 112 期 (24・12～25・11)	第 113 期 (25・12～26・11)	第 114 期 (26・12～27・11)
売 上 高	6,829	6,213	6,728	6,595
当期純利益又は当期純損失(△)	82	4	36	△41
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	6.75円	0.39円	3.02円	△3.38円
総 資 産	6,264	5,876	5,997	5,722

(11) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 持 株 比 率	主 要 な 事 業 内 容
開溪愛(上海)貿易有限公司	80百万円	100.0%	ゴム薬品及び化学薬品の仕入並びに販売

(注) 当社の子会社は、連結子会社の開溪愛(上海)貿易有限公司及び非連結子会社の(有)ケーシーアイサービスの2社であります。

なお、(有)ケーシーアイサービスの状況は、次のとおりです。

会 社 名	資 本 金	当 社 の 持 株 比 率	主 要 な 事 業 内 容
(有)ケーシーアイサービス	3百万円	100.0%	化学薬品製造請負及び販売

(12) 主要な事業内容

下記製品の製造及び販売

ゴム薬品 加硫促進剤、加硫剤、老化防止剤、加工助剤、しゃく解剤
 樹脂薬品 酸化防止剤、重合調整剤
 中 間 体 染料料中間体、医薬・農薬中間体
 そ の 他 機能性化学品、その他各種工業薬品

(13) 事業所及び工場

① 当社

本 社 東京都千代田区
 本社事務所 埼玉県川口市
 営 業 所 大阪市西区
 工 場 川口工場（埼玉県川口市）

② 主要な子会社

開溪愛(上海)貿易有限公司 中華人民共和国上海市

(14) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 令	平 均 勤 続 年 数
男 性	141名	-	42.1才	17.9年
女 性	12	2名増	35.1	10.0
合計又は平均	153	2名増	41.5	17.3

(15) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 り そ な 銀 行	999百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	370
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	370
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	250

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 12,179,620株(自己株式 20,380株を除く。)
- (2) 株主数 1,687名
- (3) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
山 田 化 成 株 式 会 社	2,014千株	16.54%
株 式 会 社 山 田 正 水 事 務 所	1,200千株	9.85%
松 井 証 券 株 式 会 社	436千株	3.58%
山 田 吉 隆	371千株	3.05%
三 井 化 学 株 式 会 社	250千株	2.05%
浅 野 益 男	217千株	1.78%
山 田 史 郎	198千株	1.63%
山 田 芳 和	191千株	1.57%
小 原 豊 一	169千株	1.39%
旭 倉 庫 株 式 会 社	145千株	1.19%

(注) 持株比率は自己株式(20,380株)を控除して算定しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

該当はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 社 長	山 田 吉 隆	代表取締役、経営企画 担当、開漢愛(上海)貿易有限公司董事長、山田化成株式会社監査役、正喜商事株式会社代表取締役、旭倉庫株式会社取締役
常 務 取 締 役	山 田 秀 行	経営全般、業務部 担当、開漢愛(上海)貿易有限公司董事
常 務 取 締 役	新 井 唯 司	経営全般、研究開発部、市場開発部、品質保証部 担当
取 締 役	荻 野 幹 雄	総務部長兼経理部長
取 締 役	萱 野 高 志	川口工場長
取 締 役	鎌 田 明 守	営業部長、開漢愛(上海)貿易有限公司董事
常 勤 監 査 役	中 村 一 哉	旭倉庫株式会社代表取締役会長
監 査 役	森 田 光 一	株式会社山田正水事務所代表取締役、正喜商事株式会社取締役
監 査 役	山 田 史 郎	

- (注) 1. 取締役社長山田吉隆氏は、山田化成株式会社の監査役に昭和54年5月に就任、旭倉庫株式会社の取締役役に平成7年2月に就任、正喜商事株式会社の代表取締役に平成26年1月に就任しております。
2. 監査役中村一哉、森田光一の両氏は、社外監査役であり、中村一哉氏は東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査役山田史郎氏は、株式会社山田正水事務所の代表取締役に平成19年12月に就任、正喜商事株式会社の取締役に平成8年12月に就任しております。
4. 常勤監査役中村一哉氏は、金融機関での勤務経験が長く、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役渡部 潔氏は、平成27年2月26日開催の第113回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
6. 監査役のうち中村一哉氏は、平成27年2月26日開催の第113回定時株主総会において新たに監査役に選任され就任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	6名	67,859千円
監査役	4名	15,394千円
（うち社外監査役	3名	13,444千円）
合 計	10名	83,254千円

- (注) 1. 支給額には、当事業年度中に役員退職慰労引当金として繰入した額8,375,875円（取締役6,375,875円、監査役2,000,000円（うち社外監査役1,850,000円））を含めております。
2. 取締役の報酬限度額は、平成19年2月27日開催の第105回定時株主総会において年額1億200万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成19年2月27日開催の第105回定時株主総会において年額250万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
監 査 役	中 村 一 哉	社外監査役就任後に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、原則週1回開催され、部長以上で構成される役員部長会28回全てに出席し、業務執行状況等の把握を行っております。
監 査 役	森 田 光 一	当事業年度開催の取締役会10回のうち7回出席し、また、当事業年度開催の監査役会8回全てに出席し、会社等の役員としての経験に基づき議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

- (注) 監査役森田光一氏は、旭倉庫株式会社の代表取締役であり、当社と旭倉庫株式会社との取引はありません。

(4) 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より経営監視の観点から社外取締役の必要性については十分認識しておりましたが、前改選時期には適切な社外取締役候補者の選定に至らず、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

当社といたしましては、取締役会の監督機能及びコーポレートガバナンス体制の一層の強化を図ることを目的として、会社法改正に伴い、新たな機関設計として認められた「監査等委員会設置会社」に移行し、監査等委員である社外取締役を複数名選任する関連議案を平成28年2月25日開催予定の第114回定時株主総会に上程いたします。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の氏名

公認会計士 小 林 義 典
公認会計士 落 合 智 治

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額 12,000千円
当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の 12,000千円
財産上の利益の合計額

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約は、公認会計士小林義典、同 落合智治両氏を監査受託者（代表者）として締結しており、その報酬等の額は各会計監査人毎に区分していないため、合計額を記載しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
3. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務遂行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会にて、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①社員等の職務の執行が法令及び定款に適合し、企業倫理を重んじかつ社会的責任を果たすため、経営方針及び行動基準からなる「企業行動憲章」を定め、社員等の企業活動の原点とすることを徹底させる。
- ②社長を委員長とする「内部統制委員会」を組織し、事務局を設置すると共に内部監査担当者を選任し、各部門の業務執行状況の監査を定期的に実施している。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制については、「取締役会規則」等社内規程に基づき、保存及び管理するものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、経営に重大影響を及ぼすリスクを迅速に認識し、その情報を共有するため、社長を委員長とする「内部統制委員会」のもと、全部門においてリスクの洗い出しと評価を実施し、その対応を検討している。

- ①災害に係るリスクについては、「防災マニュアル」に則って地震、火災、水害等の緊急時対応を定め、訓練の実施を行う。
- ②情報セキュリティに係るリスクについては「情報セキュリティ管理規程」に則り、電子情報の保護、管理、活用を実施している。
- ③その他のリスクについては、担当部門において規則、マニュアル等を定め、適切な運用を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、定例の取締役会を開催し重要事項の決定並びに取締役の業務執行の報告を行う他、必要に応じ臨時取締役会を開催する。
- ②取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、部長以上で構成される「役員部長会」を原則週1回開催し、業務執行に関する基本的事項等に係る意思決定を行う。
- ③職務権限規程及び稟議規程等意思決定ルールを制定し、業務執行に係る責任と権限を明らかにし、業務の効率的運営を行う。

(5) 会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の状況に応じて必要な管理を行う。
- ②当社は、関係会社の業務全般にわたる内部統制の適切性と有効性を確保するため、当社「内部統制委員会規程」に基づき、関係会社の業務全般について内部監査を実施する。
- ③取締役は、関係会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重大な事実を発見したときは、直ちに監査役会に報告すると共に取締役会に報告する体制を整えている。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- ①当社では、監査役の職務を補助する使用人は置いていないが、監査役の求めに応じ、監査役の職務を補助する使用人を選任することとしている。
- ②当該使用人の人事異動、人事評価及び懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

(7) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

①当社及び子会社の社員等は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、もしくは発生するおそれがあるとき、または社員等による違法もしくは不正な行為を発見したときは、監査役に報告する。

②監査役は、必要に応じて業務執行に関する報告、説明または関係資料の提出を当社及び子会社の社員等に求めることができる。

(8) 上記(7)の報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は監査役に報告を行ったものに対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをしない。

(9) 当社の監査役の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務に合理的に必要でないと認められた場合を除き、速やかに関係部門より、当該費用または債務を処理する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために取締役会への出席のみならず、原則週1回開催される役員部長会への出席を常勤監査役に要請し、より実務に即したチェックを実施している。

②会計監査人、内部監査担当者と適時情報交換を行い、相互の連携を図っている。

(11) 反社会的勢力を排除するための体制

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を遮断すると共に、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

2) 上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

(1) 内部統制システム全般について

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を内部統制委員会がモニタリングし、課題の洗い出しと改善を進めました。内部統制委員会は年5回開催いたしました。また、内部統制委員会は金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を実施いたしました。

(2) コンプライアンス

当社は、コンプライアンス体制の基礎となる経営方針及び行動基準からなる「企業行動憲章」にて、引き続き「法令等の遵守」を掲げ社内外への開示を行っております。

また、内部通報規程を新たに制定し、問題の早期発見と未然防止並びに適切な対応を図るため、体制を整備いたしました。

(3) リスク管理

当社は、リスク管理規程を新たに制定し、リスクの適時把握を明確化することでリスクの顕現未然防止並びに拡大防止の体制整備を図りました。

(4) グループ管理

当社は、関係会社管理規程を制定し、取締役会が子会社から事前に承認申請又は報告を受ける事項を整備して運営いたしております。子会社の規程見直しを指導し、必要な子会社の内部統制体制の整備を実施いたしております。

(5) 取締役の職務執行

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、定時取締役会を開催し、更に適宜臨時取締役会を含め、当事業年度は10回の取締役会を開催いたしました。また、役員部長会は年39回開催いたしました。

◎本事業報告中の記載数字は、金額及び株数については、表示単位未満の端数を切り捨て、比率その他については、四捨五入して表示してあります。

連結貸借対照表

(平成27年11月30日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	千円	(負 債 の 部)	千円
流 動 資 産	3,976,148	流 動 負 債	3,447,472
現 金 ・ 預 金	662,037	支 払 手 形	175,725
受 取 手 形	448,611	買 掛 金	872,283
売 掛 金	1,577,646	短 期 借 入 金	1,240,000
製 品	748,330	1年以内返済長期借入金	731,244
仕 掛 品	246,449	未 払 金	205,698
原 材 料	280,111	未 払 法 人 税 等	2,219
前 払 費 用	7,925	未 払 消 費 税 等	39,614
繰 延 税 金 資 産	2,636	未 払 費 用	101,284
そ の 他 流 動 資 産	4,425	設 備 支 払 手 形	48,441
貸 倒 引 当 金	△2,026	そ の 他 流 動 負 債	30,961
固 定 資 産	1,745,945		
有 形 固 定 資 産	1,486,867	固 定 負 債	772,222
建 物	337,931	長 期 借 入 金	273,347
構 築 物	289,854	役員退職慰労引当金	73,529
機 械 装 置	740,689	退職給付に係る負債	277,552
車 両 運 搬 具	3,225	長 期 預 り 金	66,235
工 具 ・ 器 具 ・ 備 品	73,132	リ ー ス 債 務	81,558
土 地	20,851	負 債 合 計	4,219,695
建 設 仮 勘 定	21,181		
無 形 固 定 資 産	8,147	(純資産の部)	
その他無形固定資産	8,147	株 主 資 本	1,465,863
投 資 そ の 他 の 資 産	250,930	資 本 金	610,000
投 資 有 価 証 券	75,503	資 本 剰 余 金	58,437
関 係 会 社 株 式	3,000	利 益 剰 余 金	804,899
従 業 員 長 期 貸 付 金	8,800	自 己 株 式	△7,474
長 期 前 払 費 用	23,805	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	36,534
繰 延 税 金 資 産	127,583	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	23,329
そ の 他 投 資	13,753	為 替 換 算 調 整 勘 定	13,205
貸 倒 引 当 金	△1,515	純 資 産 合 計	1,502,397
資 産 合 計	5,722,093	負 債 及 び 純 資 産 合 計	5,722,093

(注) 千円未満は切り捨てて表示してあります。

連結損益計算書

(自平成26年12月1日 至平成27年11月30日)

科 目	金 額	
	千円	千円
売 上 高		6,595,520
売 上 原 価		5,716,401
売 上 総 利 益		879,118
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		877,481
営 業 利 益		1,637
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,405	
不 動 産 賃 貸 料	8,310	
受 取 補 償 金	4,775	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	470	
そ の 他 営 業 外 収 益	5,920	21,882
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	17,694	
そ の 他 営 業 外 費 用	2,045	19,739
経 常 利 益		3,780
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	6,134	6,134
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		2,353
法人税・住民税及び事業税	1,240	
法 人 税 等 調 整 額	37,610	38,850
少数株主損益調整前当期純損失		41,204
当 期 純 損 失		41,204

(注) 千円未満は切り捨てて表示してあります。

連結株主資本等変動計算書

(自平成26年12月1日 至平成27年11月30日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	610,000	58,437	882,650	△7,087	1,544,000
(当期変動額)					
剰余金の配当			△36,546		△36,546
当期純損失			△41,204		△41,204
自己株式の取得				△386	△386
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	△77,750	△386	△78,137
当期末残高	610,000	58,437	804,899	△7,474	1,465,863

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	15,474	13,989	29,464	1,573,465
(当期変動額)				
剰余金の配当				△36,546
当期純損失				△41,204
自己株式の取得				△386
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	7,854	△784	7,069	7,069
当期変動額合計	7,854	△784	7,069	△71,067
当期末残高	23,329	13,205	36,534	1,502,397

(注) 千円未満は切り捨てて表示してあります。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社……………開溪愛(上海)貿易有限公司

非連結子会社の数 1社……………(南)ケーシーアイサービス

非連結子会社1社については、資産利益等の状況に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

開溪愛(上海)貿易有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、11月30日に実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(3) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社1社は、当期純利益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用せず原価法により評価しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

③ 固定資産の減価償却の方法

(イ)有形固定資産

有形固定資産の減価償却方法は定額法によっております。なお、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については旧定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7～47年

機械装置 6～15年

(ロ)無形固定資産

無形固定資産の減価償却方法は定額法によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(ハ)リース資産

リース資産の減価償却方法はリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

④ 貸倒引当金

貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率、貸倒懸念債権等については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑥ 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑦ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑧ ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理をしております。

⑨ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式により処理しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|-----------------------------|--------------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 8,179,898千円 |
| 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。 | |
| (2) 担保に供している資産 | 有形固定資産 1,320,205千円 |
| 上記に対応する債務の額 | 長期借入金 100,000千円 |

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末における発行済株式の数 普通株式 12,200,000株
- (2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年2月26日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	36,546	3.00	平成26年11月30日	平成27年2月27日

- (3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。

4. 金融商品に関する注記

1). 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、有機化学薬品等の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。資金運用については短期的な預金等に限定し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の顧客管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに信用状況を把握する体制をとっております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての買掛金の範囲内にあります。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に取引先企業との業務提携等に関連する株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、その全てが1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、個別にデリバティブ取引（為替予約取引）を利用してヘッジしております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。このうち長期のものの一部については、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動リスクを回避して支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。ヘッジの有効性の評価については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、社内規定に基づき、資金担当部門が資金担当部門長の承認を得て実施しており、また、デリバティブ取引の利用に当たっては、信用リスクを軽減するために国内の大手金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持を図ることにより流動性リスクを管理しております。

2). 金融商品の時価等に関する事項

平成27年11月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

	連結貸借対照表計上額(千円) (※1)	時価(千円) (※1)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	662,037	662,037	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,026,258	2,026,258	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	71,030	71,030	—
(4) 支払手形及び買掛金	(1,048,009)	(1,048,009)	—
(5) 短期借入金	(1,240,000)	(1,240,000)	—
(6) 未払金	(205,698)	(205,698)	—
(7) 長期借入金(※2)	(1,004,591)	(1,004,672)	△81
(8) デリバティブ取引	—	—	—

(※1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金731,244千円を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券 その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金並びに(6) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の資金調達を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、金利スワップの特例処理の対象とされている長期借入金については、当該デリバティブと一体として処理された将来キャッシュ・フローを同様の借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(上記(7)参照)。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額(千円)
非上場株式 ※1	4,473
関係会社株式 ※2	3,000

※1 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

※2 関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	662,037	—	—	—
受取手形及び売掛金	2,026,258	—	—	—
合計	2,688,295	—	—	—

(注4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	731,244	28,044	243,023	2,280	—	—

5. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 123円35銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 3円38銭 |

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年 1 月14日

川口化学工業株式会社
取締役会 御 中

小林義典公認会計士事務所

公認会計士 小 林 義 典 ㊞

落合公認会計士事務所

公認会計士 落 合 智 治 ㊞

私たちは、会社法第444条第4項の規定に基づき、川口化学工業株式会社の平成26年12月1日から平成27年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちは、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、川口化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成27年11月30日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	千円	(負 債 の 部)	千円
流 動 資 産	3,932,718	流 動 負 債	3,441,540
現金・預金	614,138	支払手形	175,725
受取手形	448,611	買掛金	866,680
売掛金	1,594,741	短期借入金	1,240,000
製品	740,148	1年以内返済長期借入金	731,244
仕掛品	246,449	未払金	205,526
原材料	280,111	未払法人税等	2,219
前払費用	7,577	未払消費税等	39,614
その他流動資産	2,983	未払費用	101,284
貸倒引当金	△2,043	設備支払手形	48,441
		その他流動負債	30,803
固 定 資 産	1,824,740	固 定 負 債	772,222
有形固定資産	1,486,867	長期借入金	273,347
建物	337,931	退職給付引当金	277,552
構築物	289,854	役員退職慰労引当金	73,529
機械装置	740,689	長期預り金	66,235
車両運搬具	3,225	リース債務	81,558
工具・器具・備品	73,132	負 債 合 計	4,213,762
土地	20,851		
建設仮勘定	21,181		
無 形 固 定 資 産	8,147	(純資産の部)	
その他無形固定資産	8,147	株 主 資 本	1,520,367
投資その他の資産	329,725	資 本 金	610,000
投資有価証券	75,503	資 本 剰 余 金	58,437
関係会社株式	83,000	資 本 準 備 金	58,437
従業員長期貸付金	8,800	利 益 剰 余 金	859,403
長期前払費用	23,805	利 益 準 備 金	129,930
繰延税金資産	127,583	その他利益剰余金	729,473
その他投資	12,548	固定資産圧縮積立金	33
貸倒引当金	△1,515	別 途 積 立 金	600,000
		繰越利益剰余金	129,439
		自 己 株 式	△7,474
		評価・換算差額等	23,329
		その他有価証券評価差額金	23,329
		純 資 産 合 計	1,543,696
資 産 合 計	5,757,459	負 債 及 び 純 資 産 合 計	5,757,459

(注) 千円未満は切り捨てて表示してあります。

損 益 計 算 書

(自平成26年12月 1 日 至平成27年11月30日)

科 目	金 額	
	千円	千円
売 上 高		6,543,395
売 上 原 価		5,705,806
売 上 総 利 益		837,588
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		835,964
営 業 利 益		1,623
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,211	
不 動 産 賃 貸 料	8,310	
受 取 補 償 金	4,775	
為 替 差 益	480	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	473	
そ の 他 営 業 外 収 益	5,448	21,700
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	17,694	
そ の 他 営 業 外 費 用	1,120	18,814
経 常 利 益		4,510
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	6,134	6,134
税 引 前 当 期 純 損 失		1,624
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	1,240	
法 人 税 等 調 整 額	36,169	37,409
当 期 純 損 失		39,033

(注) 千円未満は切り捨てて表示してあります。

株主資本等変動計算書

(自平成26年12月 1 日 至平成27年11月30日)

(単位：千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	610,000	58,437	58,437	129,930	368	600,000	204,685	934,983	△7,087	1,596,333
(当期変動額)										
剰余金の配当							△36,546	△36,546		△36,546
固定資産圧縮積立金の取崩し					△334		334	—		—
当期純損失							△39,033	△39,033		△39,033
自己株式の取得									△386	△386
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	—	—	△334	—	△75,245	△75,580	△386	△75,966
当期末残高	610,000	58,437	58,437	129,930	33	600,000	129,439	859,403	△7,474	1,520,367

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	15,474	15,474	1,611,808
(当期変動額)			
剰余金の配当			△36,546
固定資産圧縮積立金の取崩し			—
当期純損失			△39,033
自己株式の取得			△386
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	7,854	7,854	7,854
当期変動額合計	7,854	7,854	△68,112
当期末残高	23,329	23,329	1,543,696

(注) 千円未満は切り捨てて表示してあります。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

有形固定資産の減価償却の方法は定額法によっております。なお、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については旧定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7～47年

機械装置 6～15年

②無形固定資産

無形固定資産の減価償却の方法は定額法によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③リース資産

リース資産の減価償却方法はリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(4) 貸倒引当金

貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率、貸倒懸念債権等については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付に係る自己都合要支給額(従業員の一部については会社都合要支給額)の全額に基づき、期末において発生していると認められる額を計上しております。

(6) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(7) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(8) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理をしております。

(9) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式により処理しております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 8,179,898千円
減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。
- (2) 担保に供している資産 有形固定資産 1,320,205千円
上記に対応する債務の額 長期借入金 100,000千円
- (3) 関係会社に対する金銭債権債務 短期金銭債権 43,108千円
短期金銭債務 4,536千円

3. 損益計算書に関する注記

- 関係会社との取引高 売上高 103,674千円
仕入高 49,600千円
営業取引以外の取引高 360千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度末における発行済株式の数 普通株式 12,200,000株
(2) 当事業年度末における自己株式の数 普通株式 20,380株
(3) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年2月26日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	36,546	3.00	平成26年11月30日	平成27年2月27日

- (4) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。

5. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産の発生主な原因
- | | |
|------------------|-----------|
| 退職給付引当金損金算入限度超過額 | 113,777千円 |
| 税務上の繰越欠損金 | 43,780千円 |
| 減価償却超過額 | 563千円 |
| その他 | 26,504千円 |
| 小計 | 184,626千円 |
| 評価性引当額 | △43,950千円 |
| 合計 | 140,675千円 |
- (2) 繰延税金負債の発生主な原因
- | | |
|-----------|-----------|
| その他 | 11,356千円 |
| 合計 | 11,356千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 129,319千円 |

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の 名称または 氏名	所在地	資本金 または 出資金 (千円)	事業の 内容 または職業	議決権等の 所有(被所有) の割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要 株主	山田化成㈱	東京都 千代田区	50,000	各種無機・ 有機化学品 等の販売	被所有 直接 16.5	当社の原料仕入 及び製品の販売 役員の兼任	製品の販売	1,566,726	売掛金	457,897
							原料の仕入	183,825	買掛金	75,438

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれていませんが、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、毎期価格交渉の上、一般取引先と同様に決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の 名称または 氏名	所在地	資本金 または 出資金 (千円)	事業の 内容 または職業	議決権等の 所有(被所有) の割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその 近親者が議決 権の過半数を 所有している 会社等	正喜商事㈱	東京都 千代田区	10,000	不動産業	被所有 直接 0.9	不動産の賃借 役員の兼任	事務所 の賃借	10,947	—	—

(注) 1. 取引金額には、消費税等は含まれていません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

事務所の賃借については、毎期価格交渉の上、他の賃借人と同様の条件にて決定しております。

(3) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の 名称または 氏名	所在地	資本金 または 出資金 (千円)	事業の 内容 または職業	議決権等の 所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	南ケーシー アイサービス	埼玉県 川口市	3,000	化学薬品 製造請負 及び販売	直接 100.0	当社製品の 製造請負 役員の兼任	当社製品製 造請負	49,600	未払金	4,536
							受取手数料	360	未収入金	32
子会社	関溪愛(上海) 貿易有限公司	中国上 海市	80,000	ゴム薬品及 び化学薬品 の仕入並び に販売	直接 100.0	原材料の仕入並び に当社製品の販売 役員の兼任	当社製品販 売	103,674	売掛金	43,076
							当社製品仕 入	889	買掛金	—

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれていませんが、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、毎期価格交渉の上、一般取引先と同様に決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

126円74銭

(2) 1株当たり当期純損失

3円20銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年 1 月14日

川口化学工業株式会社
取締役会 御中

小林義典公認会計士事務所

公認会計士 小 林 義 典 ㊞

落合公認会計士事務所

公認会計士 落 合 智 治 ㊞

私たちは、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、川口化学工業株式会社の平成26年12月1日から平成27年11月30日までの第114期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちは、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年12月1日から平成27年11月30日までの第114期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事務所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人公認会計士小林義典、落合智治両氏の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人公認会計士小林義典、落合智治両氏の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年1月14日

川口化学工業株式会社 監査役会

常勤監査役	中村 一 哉 ㊟
(社外監査役)	
社外監査役	森田 光 一 ㊟
監査役	山田 史 郎 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社では従来から、経営の健全性・効率性及び透明性の確保を目的に、監査役会（社外監査役が過半数）による経営への牽制機能をはじめ、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図ってまいりましたが、今般、取締役会の監督機能をより一層強化するとともに、監督と業務執行を分離し迅速な意思決定を行うため、社外取締役が過半数を占める監査等委員会設置会社に移行するため、当社定款につきまして所要の変更を行うものであります。

また、業務執行を行わない取締役との間で、責任限定契約を締結することによって、その期待される役割を十分に発揮できるようにするために、責任限定契約に係る定款規定を新設するものです。この責任限定契約に係る定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

上記の変更に伴い、その他所要の変更を行うものであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第3条（条文省略） （新設）	第1条～第3条（現行どおり） <u>第4条（機関）</u> <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u> <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査等委員会</u> <u>(3) 会計監査人</u>
第4条（条文省略）	第5条（現行どおり）
第5条～第16条（条文省略）	第6条～第17条（現行どおり）
<u>第17条（取締役会の設置）</u> <u>当社は、取締役会を置く。</u>	（削除）
第18条（員数） <u>当社は、取締役15名以内を置く。</u>	第18条（員数） <u>1. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。</u> <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
（新設）	

第19条（取締役の選任） 1.（条文省略） （新設） 2.（条文省略） 3. 1項の選任決議は、累積投票によらないものとする。 第20条（任期） 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 （新設） 第21条（代表取締役および役付取締役） 1. 当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議によって選定する。 2. 取締役会はその決議によって、取締役会長、取締役社長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 第22条（条文省略） 第23条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに、各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができるものとし、取締役会においては取締役および監査役全員の同意があるときは、招集手続きを省略することができるものとする。 第24条（取締役会の決議方法） 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 第25条（取締役会の決議の省略） 当会社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。	第19条（取締役の選任） 1.（現行どおり） 2. 第1項の規定による取締役の選任は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と、監査等委員である取締役とを区別して、選任する。 3.（現行どおり） 4. 第1項の選任決議は、累積投票によらないものとする。 第20条（任期） 1. 取締役の任期は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 2. 監査等委員である取締役については、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 第21条（代表取締役および役付取締役） 1. 取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって監査等委員である取締役以外の取締役の中から、取締役会長、取締役社長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 第22条（現行どおり） 第23条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに、各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができるものとし、取締役会においては取締役全員の同意があるときは、招集手続きを省略することができるものとする。 第24条（取締役会の決議方法） 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 第25条（取締役会の決議の省略） 当会社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
---	---

第26条（取締役会の議事録） 取締役会の議事については、議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役はこれに記名押印または電子署名を行う。 第27条（条文省略） 第28条（報酬等） 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 （新設） 第5章 監査役および監査役会 第29条（監査役および監査役会の設置） 当会社は監査役および監査役会を置く。 第30条（員数） 当会社は、監査役5名以内を置く。 第31条（選任方法） 1. 監査役は株主総会の決議によって選任する。 2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 第32条（監査役の任期） 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 第33条（常勤監査役） 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。 第34条（監査役会の招集通知） 監査役会の招集通知は、会日の2日前までに、各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができるものとし、監査役全員の同意があるときは、招集手続きを省略することができるものとする。	第26条（取締役会の議事録） 取締役会の議事については、議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、出席した取締役はこれに記名押印または電子署名を行う。 第27条（現行どおり） 第28条（報酬等） 取締役の報酬等は、株主総会の決議により監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。 第29条（責任限定契約） 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。 第5章 監査等委員会 （削除） （削除） （削除） （削除） （削除） 第30条（監査等委員会の招集通知） 監査等委員会の招集通知は、会日の2日前までに、各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができるものとし、監査等委員全員の同意があるときは、招集手続きを省略することができるものとする。
---	---

第35条（<u>監査役会の決議方法</u>） <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u> 第36条（<u>監査役会の議事録</u>） <u>監査役会の議事については、議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、出席した監査役はこれに記名押印または電子署名を行う。</u> 第37条（<u>監査役会規則</u>） <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u> 第38条（<u>報酬等</u>） <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u> 第39条～第41条（条文省略） 第42条（<u>会計監査人の報酬等</u>） <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u> 第43条～第46条（条文省略） 附則 第1条 <u>当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取り扱われ、当会社においては取扱わない。</u> 第2条 <u>当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</u> 第3条 <u>本附則第1条から本条までの規定は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u>	第31条（<u>監査等委員会の決議方法</u>） <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u> 第32条（<u>監査等委員会の議事録</u>） <u>監査等委員会の議事については、議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、出席した監査等委員はこれに記名押印または電子署名を行う。</u> 第33条（<u>監査等委員会規則</u>） <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u> （削除） 第34条～第36条（現行どおり） 第37条（<u>会計監査人の報酬等</u>） <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u> 第38条～第41条（現行どおり） （削除） （削除） （削除）
---	---

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役（監査等委員であるものを除く。）5名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
1	やま だ よし たか 山 田 吉 隆 (昭和15年3月31日生)	昭和53年6月 当社入社 昭和55年2月 当社取締役 昭和60年4月 当社常務取締役生産技術部長 昭和62年11月 当社専務取締役 昭和63年2月 当社取締役社長（現） 経営企画担当（現） （重要な兼職の状況） 開溪愛（上海）貿易有限公司董事長（現） 正喜商事株式会社代表取締役（現） 山田化成株式会社監査役（現） 旭倉庫株式会社取締役（現）	371,614株
2	やま だ ひで ゆき 山 田 秀 行 (昭和44年3月26日生)	平成12年4月 当社入社 平成15年6月 当社参与 平成19年2月 当社取締役総務部長 平成19年6月 当社取締役業務部長 平成21年8月 当社常務取締役 社長補佐・営業部担当 平成22年2月 当社常務取締役 社長補佐・経営企画室・営業担当 平成23年2月 当社常務取締役 社長補佐・営業部担当 平成25年2月 当社常務取締役 経営全般・営業部・業務部担当 平成26年2月 当社常務取締役（現） 経営全般・業務部担当（現） （重要な兼職の状況） 開溪愛（上海）貿易有限公司董事（現）	123,000株
3	おぎ の みき お 荻 野 幹 雄 (昭和27年9月2日生)	昭和59年10月 当社入社 平成19年6月 当社総務部長兼総務グループリーダー 平成21年8月 当社総務部長兼経理部長 平成22年2月 当社取締役総務部長兼経理部長（現）	8,000株
4	かや の たか し 萱 野 高 志 (昭和34年2月9日生)	昭和56年4月 当社入社 平成21年12月 当社研究開発部長 平成23年12月 当社川口工場長 平成25年2月 当社取締役川口工場長（現）	9,000株
5	かま だ あき もり 鎌 田 明 守 (昭和33年7月29日生)	昭和56年4月 当社入社 平成18年6月 当社営業部主管兼大阪営業所長 平成19年6月 当社営業部次長兼第1グループリーダー 平成21年12月 当社営業部長兼貿易グループリーダー 平成25年6月 当社営業部長 平成26年2月 当社取締役営業部長（現） （重要な兼職の状況） 開溪愛（上海）貿易有限公司董事（現）	21,000株

（注）各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、重要な兼職の状況	所有する当 社の株式の数
1	* なかむら かずや 中村 一哉 (昭和31年8月8日生)	昭和54年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成12年6月 同行証券営業部参事役 平成13年9月 興銀リース株式会社総合資金部長 平成17年4月 同社財務部長 平成23年4月 株式会社証券ジャパン執行役員同業営業部長 平成27年2月 当社常勤監査役(現)	-
2	* いし がみ なお ひろ 石上 尚弘 (昭和35年2月12日生)	昭和59年4月 労働省入省 平成7年4月 最高裁判所司法研修所入所 平成9年4月 弁護士登録 石上法律事務所開業 平成14年10月 石上・池田法律事務所開業 平成25年3月 石上法律事務所開業(現) 平成27年4月 株式会社アビリッツ監査役(現)	-
3	* なか にし かず とし 中西 和俊 (昭和28年8月31日生)	昭和51年4月 当社入社 平成18年6月 当社経理部長 平成21年8月 当社業務部長兼経営企画室 平成22年2月 当社取締役業務部長兼経営企画室長 平成26年2月 当社参与経営企画室長(現)	8,000株

(注) 1. *は新任の取締役候補者であります。

2. 中村一哉氏は常勤監査等委員会委員長候補者として選任をお願いするものであります。

3. 中村一哉氏は社外取締役候補者であり、豊富な経験と高い見識を当社の監査・監督に活かしていただくため、選任をお願いするものであります。

また、同氏は株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしておりますので、独立役員として同取引所に届け出る予定です。

4. 石上尚弘氏は社外取締役候補者であり、会社の経営に関与したことはありませんが、長年にわたる弁護士活動を通じた企業法務や経営実務に関する幅広い知識と経験を当社の監査・監督に活かしていただくため、選任をお願いするものであります。

また、同氏は株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしておりますので、独立役員として同取引所に届け出る予定です。

5. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

6. 中村一哉氏、石上尚弘氏及び中西和俊氏の選任が承認された場合、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成19年2月27日開催の第105回定時株主総会において年額1億2千万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただき今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額1億2千万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員であるものを除く。）は5名となります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員の職務と責任を考慮して、年額3千万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、本総会終結の時をもって取締役を退任する新井唯司氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社基準に基づき相当の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
あら い ただ し 新 井 唯 司	平成21年2月 当社取締役就任 平成25年2月 当社常務取締役就任（現）

第7号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

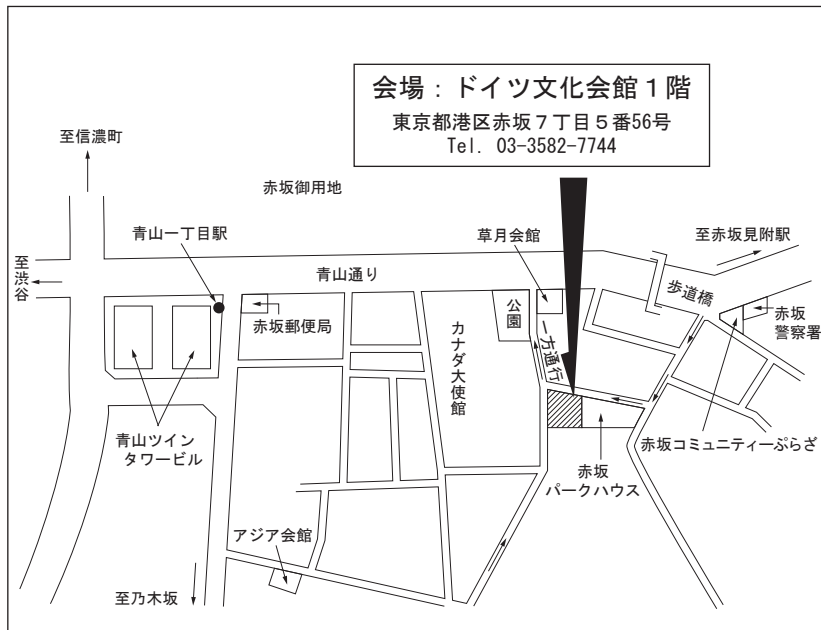
当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、本総会終結の時をもって監査役を退任する中村一哉氏、森田光一氏、山田史郎氏の3名に対し、その在任中の労に報いるため、当社基準に基づき相当の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は監査等委員である取締役の協議にご一願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
なか むら かず や 中 村 一 哉	平成27年2月 当社常勤監査役就任（現）
もり た こう いち 森 田 光 一	平成13年2月 当社監査役就任（現）
やま だ し ろう 山 田 史 郎	平成20年2月 当社監査役就任（現）

以上

株主総会会場ご案内図



◎地下鉄銀座線・丸ノ内線赤坂見附駅より徒歩10分

◎地下鉄銀座線・半蔵門線・大江戸線青山一丁目駅より徒歩10分